

議案第1号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

平成二十八年 月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に改める。

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百九十五」を「百分の百九十七・五」に、「百分の一百十五」を「百分の一百十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)第九条第二項の規定は、平成二十七年十一月の期末手当から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第一項の規定に基づいて平成二十七年十二月に支給された期末手当は、新条例第九条第一項の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	第九条 （略）	第九条 （略）
2	期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五、十二月に支給する場合においては百分の二百十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五、十二月に支給する場合においては百分の二百十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3	（略）	（略）
	○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第二条関係）	
	（傍線部分は改正部分）	
	改 正 案	現 行
	第九条 （略）	第九条 （略）
2	期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十七・五、十二月に支給する場合においては百分の二百十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五、十二月に支給する場合においては百分の二百十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3	（略）	（略）